

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度決算による健全化判断比率及び資金不足比率がまとまりましたので、次のとおりお知らせします。

なお、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定める早期健全化基準を下回る結果となりました。これは、本町の財政状況が健全であることを示しています。

### ◎健全化判断比率

指 標	令和元年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	－%	14.18 %	実質黒字額 453,107 千円
②連結実質赤字比率	－%	19.18 %	連結実質黒字額 1,774,322 千円
③実質公債費比率	4.5 %	25.0 %	
④将来負担比率	－%	350.0 %	

### ◎資金不足比率

特別会計の名称	平成 30 年度	経営健全化基準	備 考
①水道事業会計	－%	20.0 %	資金剰余額 1,178,986 千円
②下水道事業会計	－%	20.0 %	資金剰余額 1,481 千円

## 財政用語の説明

### 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

### 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

### 実質公債費比率

一般会計が負担する公債費（借入金償還費）の標準財政規模に対する比率

### 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

### 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額がその会計の事業規模に対する比率

### 標準財政規模

藍住町が標準的な状態のとき、通常収入されると考えられる経常的一般財源の規模（標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税）